

## 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る認知症サポーターになりませんか。

**とき** 2月3日(金)、午後1時30分～3時

**ところ** 市消防本部

**内容** 認知症の基礎知識、認知症の人の心の理解や接し方について

**対象者** 市内在住・在勤の人

**定員** 50人(申し込み先着順)

**受講料** 無料

※講座終了後、同サポーターの証となるオレンジリングをお渡しします。

**申し込み** 1月6日(金)～27日(金)までに高齢介護課(内線189)へ



## 子育て中の女性、若者のための就労支援マナー講座

就職に有利な面接時の知識や就職後に知っておくと便利なマナーを学びませんか。

**とき** 1月24日(火)、31日(火)、午前9時30分～11時30分(全2回)

**ところ** すばるホール

**対象者** 市内在住で就労を希望する、子育て中の女性または15～39歳までの人

**定員** 20人(申し込み先着順)

※託児あり(定員10人、2歳～就学前の幼児対象)。

**受講料** 無料

**申し込み** 1月6日(金)～、NPO法人 きんきうえび ☎(29)0019 へ

**問い合わせ** 商工観光課(内線481)

## チャイルドラインボランティア養成講座

市人権教育・啓発推進センターでは、さまざまな悩みを持つ子どもからの電話相談を受ける「チャイルドラインとんだばやし」を開設しています。このたび、電話相談の受け手ボランティアを養成する同講座を開催します。

**とき** 2月4日～3月11日の毎週土曜日、午前10時30分～午後4時10分(1回90分の講座で全12回)

**ところ** 人権文化センター

**対象者** 16～70歳の人 **定員** 30人

**受講料** 5000円(ボランティアをめざしていない人でも1回単位の受講が可、1回500円) ※いずれも高校生、大学生は半額。

**申し込み** 1月6日(金)～、同推進センター ☎(20)0285 へ(申し込み先着順)

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法律相談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約(内線182)、定員6人(第4水曜日は12人)、祝日、年末年始を除く、1年間で1回のみ利用可
市民相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線182、185)、祝日、年末年始を除く
行政相談	19(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	
司法書士相談	17(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線182)、定員6人、1年間で1回のみ利用可
人権なんでも相談	27(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日は電話相談も可(内線187)、人権擁護委員による相談
女性のための電話相談	6(金)、13(金)、24(火)、2/3(金)	午前10時～午後2時		☎(23)0567、問い合わせ(市役所内線474)、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	12(木) 20(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階 男女共同参画センター	定員4人 要予約(市役所内線474)、女性カウンセラー 定員5人 による相談 ※12(木)は午後3時30分まで
人権相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会	事前予約も可 ☎(24)3700、電話相談も可、
生活相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	(人権文化センター内)	祝日、年末年始を除く
保育士による育児相談	第2・4月曜日	午後1時～3時	レインボーホール(市民会館)2階	要予約 ☎(26)1233、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206)、祝日、年末年始を除く
児童家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可(内線206～208)、祝日、年末年始を除く
発達相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可(内線206、207)、祝日、年末年始を除く
子育て相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可 ☎(25)0666、祝日、年末年始を除く
健康相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約 ☎(28)5520、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	総合福祉会館、カガリの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日、年末年始を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約 ☎(26)7887、祝日、年末年始を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農業相談	5(木)、2/3(金)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可(内線444)
商工相談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談 ☎(25)1101、祝日、年末年始を除く
商工法律相談	10(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
経営相談	18(火)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
日本政策金融公庫相談	11(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
税理士による税務相談	13(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約 ☎(25)1101
消費者相談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室	電話相談も可(内線186)、専門相談員による相談、祝日、年末年始を除く、消費者ホットライン ☎(局番なし)188
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター(人権文化センター内)	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、
お出かけ就労支援相談	24(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	祝日、年末年始を除く、問い合わせ 市人権協議会 ☎(24)3700
若者の就労相談	18(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション ☎(26)9441
労働相談	12(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日は電話相談も可(内線187)、社会保険労務士による相談
障がい者就業・生活相談	16(火)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日は電話相談も可(内線199) 専門相談員による相談(就職のあっせんはしません)
住宅関連法律相談	20(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約(内線436、437)、定員6人



## 福祉

### 高齢者の障がい者控除対象者認定書の申請を

65歳以上の寝たきりや認知症の高齢者は、身体障がい者手帳などを持っていないとしても、市の障がい者控除対象者認定書の交付を受ければ、所得税や個人住民税の障がい者控除が適用される場合があります。所定の基準を満たす人には、認定書を交付しますのでお問い合わせください。なお、身体障がい者手帳などの所持者は、改めて認定書の交付を受ける必要はありません。

**対象者** 身体障がい者手帳などの交付を受けていない人で、要介護認定を受け、障がい者に準じる状態の人など

**問い合わせ** 高齢介護課（内線196）

### 重度障がい者訪問看護利用料の助成制度を拡充します

本市では、重度障がい者に対し訪問看護利用料の一部を助成しています。

29年1月診療分より、指定訪問看護ステーション1カ所あたりの負担額が、従来の1割から1日につき500円（月2日限度）となります。

なお、1カ月に複数の指定訪問看護ステーションを利用し、支払った一部自己負担金の合計が2500円を超えた場合は、超えた金額を申請により償還します。

**対象者** 本市に住所を有し、健康保険に加入している人で、次のいずれかに該当する人

・身体障がい者手帳（1・2級）を持っている人

・療育手帳（A）を持っている人

・身体障がい者手帳（3～6級）と療育手帳（B1）の両方を持っている人  
※所得制限により該当しない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※利用する際には事前に福祉医療課へ申請する必要があります。

**問い合わせ** 福祉医療課（内線163、164）

### 手話通訳者、要約筆記者の登録を

本市では、聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者などの福祉に理解があり、熱意のある手話通訳者、要約筆記者を募集しています。

**対象者** 20歳以上で日常生活上の必要なことが手話通訳できる人、または要約筆記講習会を修了した人

※手話通訳者には、2月26日(日)に登録判定試験を実施します。

**申し込み** 2月10日(金)までに障がい福祉課（内線193）へ

### 第10回特別弔慰金の申請を受け付けています

戦没者などの死亡当時の遺族に特別弔慰金が支給されます。

※支給を受けるには、30年4月2日(月)までに請求手続きが必要です。対象者など詳しくはお問い合わせください。

**支給内容** 額面25万円（5年償還の記名国債）

●すでに請求手続きが済んでいる人へ

現在、非常に多くの申請があり、当初の予定よりも国および都道府県における審査に時間がかかっています。国債が届き次第、市から案内を送付しますので、ご理解をお願いします。

**問い合わせ** 地域福祉課（内線283）



## 上下水道

### 水道管の更新工事にご協力を

本市では、災害時でも安全・安心な水道水を皆さんに届けるため、古くなった水道管や災害時に重要な拠点となる病院などにつながっている水道管を優先的に、高い耐震性能のある水道管（耐震管）へ取り替える工事を実施しています。

工事中は断水や濁り水などが発生することがあります。また、交通規制や振動・騒音などでご迷惑をお掛けしますが、災害時に皆さんの生活を守るための工事になりますのでご理解とご協力をお願いします。

**問い合わせ** 水道工務課（内線256）

### 水道の使用開始・中止は必ず届け出を

○転入や転居などで新たに水道を使用される場合は、事前に届け出が必要です。また、改築や新築などの工事をされる場合も臨時栓としての届け出が必要です。なお、届け出がない場合、罰則が適用されることがあります。

○転出などで水道を使用されない場合は、料金の精算が必要です。必ず閉栓の届け出をしてください。

○インターネットでも使用開始や中止の手続きができます。市ウェブサイト内の水道事業のページにある申し込み画面に、必要事項を入力し送信してください。水道お客様センターで申し込み内容を確認後、手続きをします。

○検針は2カ月に一度お伺いしていますが、メーターボックスの上に車や物を置かないよう、また付近に犬を放し飼いにするなど検針の支障とならないようご協力をお願いします。

なお、閉栓中でも、定期的に検針を実施していますが、メーター以降の水道管などの維持管理は利用者に帰属することから、閉栓中の漏水などについては自己負担となりますのでご注意ください。

**問い合わせ** 水道お客様センター  
〔☎(20)6400〕



## 講座

### 認知症介護家族の交流会

**とき** 1月25日(水)、午後1時30分～3時

**ところ** 総合福祉会館

**内容** 体験「リラックス運動」、交流会

**対象者** 市内在住で認知症の人を介護している人（認知症の人が市内在住の場合も可）

**定員** 20人

**参加費** 無料

**申し込み** 1月18日(水)までに高齢介護課（内線189）へ（申し込み多数の場合抽選）

※認知症の人もぜひ一緒に参加してください。



## 税務署からのお知らせ

○富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です

**とき** 2月16日(木)～3月15日(水)、午前9時～午後5時(土・日曜日は除く。ただし、2月19日(日)、26日(日)は開設します) ※今年は開設日を変更していますので、ご注意ください。

**ところ** すばるホール

○申告書などを提出する場合には、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です

税務署に申告書などを提出する場合には、個人番号(マイナンバー)を記載していただきます。

その際に、本人確認書類の提示または本人確認書類の写しを申告書などに添付する必要があります。

### 本人確認書類

・個人番号カード(マイナンバーカード)

・通知カードと運転免許証、健康保険証など

○年金所得者の所得税の確定申告手続きが簡素化されています

1年間の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は必要ありません。 ※ただし、この場合であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出することはできます。

※所得税の確定申告が不要な場合でも、住民税については別途申告が必要となる場合があります。

**問い合わせ** 富田林税務署〔☎(24)3281〕

**今月は市・府民税の第4期分の納期です**  
納付には便利な口座振替のご利用を!

預(貯)金通帳と通帳の印鑑・市税納付書を持って、市税取扱金融機関・郵便局などへ。また、預(貯)金口座のキャッシュカードを納税課に持参して手続きをすることもできます(ペイジー口座振替受付サービス)。 ※対応している金融機関など詳しくはお問い合わせください。 納税課(内線121～124)

◆固定資産税 都市計画税	◆市・府民税	◆軽自動車税
第1期 5月	第1期 6月	全期 5月
第2期 7月	第2期 8月	※同一名義で登録されている全 台数の振替になります。
第3期 9月	第3期 10月	
第4期 12月	第4期 1月	

## セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設されます

30年度(29年分)の確定申告より、健康の維持・増進や疾病の予防など一定の取り組みをしている人が、スイッチOTC医薬品を購入した場合、その購入費用について所得控除を受けられる制度が創設されます。この制度では、対象となる医薬品の購入金額が1万2000円を超える場合に、その超える部分の金額(上限8万8000円)について、所得控除を受けることができます。

**◇一定の取り組みとは** 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

**◇スイッチOTC医薬品とは** 医療用医薬品として使用されていた薬が、薬局やドラッグストアなどで店舗販売できる一般用医薬品に転用されたもの

**◇適用期間** 29年1月1日(祝)～33年12月31日(金)まで

※申告の際には、医薬品購入時の領収書と一定の取り組みをしたことが分かる書類を添付または提示する必要があります。

※医療費控除とセルフメディケーション税制による控除は併用して適用することはできません。

※詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 富田林税務署〔☎(24)3281〕

## 固定資産税(償却資産)の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産(構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など)も課税対象になります。1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は1月31日(日)までに申告してください(休・廃業されている場合も申告が必要です)。なお、所有者には28年12月中に申告書類を郵送していますが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告される場合はご連絡ください。

**問い合わせ** 課税課(内線114、115)

## 新築された認定長期優良住宅の固定資産税を減額します

新築された住宅で、長期優良住宅の認定を受け、次の全ての要件に該当する場合、一定期間の固定資産税が減額されます。

**該当要件** (①～④全てに該当)

①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅  
②21年6月4日～30年3月31日(日)までに新築された住宅

③住宅部分の床面積が50平方メートル(戸建て以外の貸家住宅は40平方メートル)以上280平方メートル以下の住宅

④住宅部分と住宅以外の部分とがある場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上ある住宅

**減額期間** 新築後5年間(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間)

※認定長期優良住宅に対する減額措置は、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。また、都市計画税は減額されません。

※新築の翌年1月31日までに、認定を受けて新築されたことを証明する書類を添えて、課税課へ申告してください。

**問い合わせ** 課税課(内線113～116)

### 保険料納付済額通知書(納付済額のお知らせ)を送付

28年1月から12月までの間に、本市へお納めいただいた国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の保険料納付済額通知書(納付済額のお知らせ)を、1月中旬から月末までにそれぞれ送付します。所得申告の際にご利用ください。

納付された保険料は、いずれも確定申告や住民税申告の際に、所得税や住民税の社会保険料控除の対象となります。

※介護保険料の特別徴収対象者については、同通知書は送付されませんので、年金保険者(日本年金機構など)から送付される源泉徴収票をご利用ください。

**問い合わせ** 国民健康保険料については保険年金課(内線152、156)、後期高齢者医療制度保険料については福祉医療課(内線158、159)、介護保険料については高齢介護課(内線175、176)



## 募集

### デイサービスセンターかがりの郷非常勤看護職員募集

**職種** 正看護師、准看護師

※勤務時間や業務内容など、詳しくはお問い合わせください。

**申し込み** 1月10日(火)～31日(火)までに、履歴書に資格証明書の写しを添えて、かがりの郷へ



## 国民年金

### 成人式を迎える皆さんへ

国民年金に加入することは成人の義務の一つです。国民年金は日本に生きている20歳から60歳までの全ての方が加入し、老後の所得保障だけでなく、不慮の事態によって生活が不安定になることのないように支え合う制度です。基礎年金の半分は国庫負担で賄われているため、現在20歳の方も納付した保険料以上の年金を受け取れます。

さらに、賃金や物価の変動に合わせて年金受給額が改定されるため安心です。また、経済的な理由などで納めることが困難なときは、申請により保険料の免除や納付を猶予することができる制度などもありますので、詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 保険年金課（内線153）、天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

### 源泉徴収票が送付されます

老齢年金は所得税法上の雑所得として課税対象になります。

そのため、老齢年金の受給者には1年間の年金の支払い総額などを記載した「源泉徴収票」が1月下旬に日本年金機構から送付されますので、確定申告などの際に添付してください。

また紛失などした場合は再交付申請をしてください。なお、障がい年金や遺族年金などは課税対象外のため同票は送付されません。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕

### 国民年金保険料の「2年前納(口座振替)」をご利用ください

国民年金保険料の29年4月末の口座振替分で、割引額の大きい「2年前納」をご利用いただけます。

申込期限は2月末までです。詳しくはお問い合わせください。

**問い合わせ** 天王寺年金事務所〔☎06(6772)7531〕



## 国民健康保険

### 高額医療・高額介護合算療養費制度の申請を

1世帯で1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が、同制度の自己負担限度額（下表）を超えるときは、それぞれからその超過額が支給（払い戻し）されます。

該当する人には1月下旬に申請手続きが記載されている勧奨通知を送付する予定です。

通知が届いたら、それに従って申請してください。

**負担軽減の例**〔夫婦2人世帯でどちらも70歳以上、住民税非課税（低所得Ⅱ）の場合〕

1世帯で1年間に医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年間の負担が50万円の場合、世帯員全員が住民税非課税の場合の基準額31万円を超えた金額の19万円が払い戻され、実際の年間負担額が31万円になります。

対象者	負担区分（所得額）	負担割合	自己負担限度額（年額） （医療保険＋介護保険）	
・市国民健康保険に加入している70～74歳の人 ・後期高齢者医療制度に加入している人	現役並み所得者	3割	67万円	
	一般	または	2割	56万円
			1割	31万円
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	1割	19万円
市国民健康保険に加入している70歳未満の人	上位所得者	901万円超	212万円	
		600万円超 901万円以下	141万円	
	一般	3割	210万円超 600万円以下	67万円
			210万円以下	60万円
	住民税非課税世帯			34万円

※年額の期間は毎年8月～翌年の7月末までの1年間となります。

### 注意事項

・市国民健康保険に加入の70歳未満の人については、一つの医療機関（外来は診療科ごとの場合あり）での自己負担額が月額2万1000円未満の場合は対象になりません

・医療保険と介護保険の自己負担額がいずれか0円の場合は対象になりません

・支給額（超過額）が500円以下の場合には対象になりません

・27年8月～28年7月末までの間に「市町村を越える転居をした人」「他の医療保険制度から国民健康保険や後期高齢者医療制度に移行した人」には、勧奨通知を送付できない場合があります

**問い合わせ** 市国民健康保険加入者は保険年金課（内線150、151）、後期高齢者医療制度加入者は福祉医療課（内線158、159）または府後期高齢者医療広域連合給付課〔☎06(4790)2031〕、介護保険分は高齢介護課（内線179）



## 税

### 給与支払報告書などは1月31日までに提出を

事業主は、「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている従業員が1月1日に居住する市町村の住民税担当課へ1月31日(火)までに提出してください。なお、今年度より総括表および同報告書の様式が変更されていますので旧様式は使用しないようにしてください。

**問い合わせ** 課税課（内線111、112）